

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 23日	
青森市長 様	
提出者	
住 所 青森市中央二丁目2番12号	
氏 名 丸喜株式会社齋藤組	
代表取締役 齋藤義則	
電話番号 017-777-3329	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	丸喜株式会社齋藤組
事業場の所在地	青森県青森市中央二丁目2番12号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業
②事業の規模	完工高 1,250,896 千円
③従業員数	40名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可燃・不燃の分別をし、混合廃棄物を減量する。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 梱包材を分別し、紙類の廃棄物を減量する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くずは釘を残さない等の分別を実施し、混合廃棄物にしない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 梱包材を段ボールと廃プラスチック類に分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者と委託契約を締結している。		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定業者へ優先して処理を委託する。 再生利用可能な廃棄物は、再生利用業者へ処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

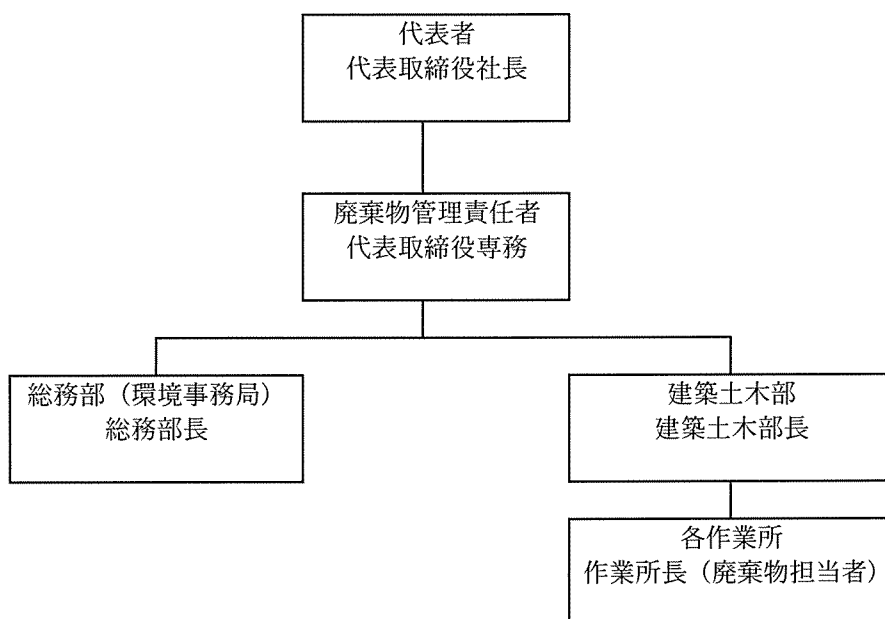
別紙

(第1面) ④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理の工程
・ 廃プラスチック類	委託→焼却→埋立
・ 金属くず	委託→切断→原料として再資源化
・ 紙くず	委託→焼却→埋立
・ 木くず	委託→破碎→木材チップとして再資源化
	委託→焼却→埋立
・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	委託→焼却→セメント原料として再資源化
	委託→破碎→石膏ボード原料として再資源化
	委託→破碎→埋立
・ がれき類	委託→破碎→再生砕石等原料として再資源化
・ 建設混合廃棄物	委託→破碎→焼却→埋立
・ 繊維くず	委託→焼却→埋分

(第2面) 管理体制図

1. 組織体制図



2. 役割と責任・権限

氏名	責任・権限
代表取締役社長	廃棄物管理責任者任命 廃棄物管理方針、各種事項の承認
代表取締役専務	廃棄物管理方針の策定 廃棄物処理に関する各種事項の決定
総務部	廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付、管理 監督官庁への各種報告 その他関連する事項
建築土木部長	廃棄物の発生抑制、分別の推進等を指示 問題点の是正、予防処置 必要な教育・啓発の計画・実施
作業所長・社員	廃棄物の抑制、分別に努める

(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	排出量
廃プラスチック類	15.765 t
金属くず	0.25 t
紙くず	0.47 t
木くず	81.93 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	129.49 t
がれき類	1314.24 t
建設混合廃棄物	17.48 t
繊維くず	1.15 t
石綿含有産廃	5.37 t
ばいじん	0.077 t

②計画

産業廃棄物の種類	排出量
廃プラスチック類	7.50 t
金属くず	0.12 t
紙くず	0.25 t
木くず	35.00 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	60.00 t
がれき類	650.00 t
建設混合廃棄物	10.00 t
繊維くず	0.60 t
石綿含有産廃	2.80 t
ばいじん	0.04 t

(第4面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

(単位：t)

産業廃棄物の種類		全処理委託量			
		優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量
廃プラスチック類	15.765	15.445	0.32	0.00	0.00
金属くず	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00
紙くず	0.47	0.47	0.00	0.00	0.00
木くず	81.93	81.93	0.00	0.00	0.00
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	129.49	117.88	11.61	0.00	0.00
がれき類	1314.24	1229.97	84.27	0.00	0.00
建設混合廃棄物	17.48	17.49	0.00	0.00	0.00
繊維くず	1.15	1.15	0.00	0.00	0.00
石綿含有産廃	5.37	0.00	0.00	0.00	0.00
ばいじん	0.077	0.077	0.00	0.00	0.00

(第5面)

②計画

(単位：t)

産業廃棄物の種類		全処理委託量			
		優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量
廃プラスチック類	7.50	7.30	0.20	0.00	0.00
金属くず	0.12	0.12	0.00	0.00	0.00
紙くず	0.25	0.20	0.05	0.00	0.00
木くず	35.00	35.00	0.00	0.00	0.00
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	60.00	55.00	5.00	0.00	0.00
がれき類	650.00	640.00	10.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	10.00	10.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.60	0.60	0.00	0.00	0.00
石綿含有産廃	2.80	0.00	0.00	0.00	0.00
ばいじん	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00